

漁業の許可の制限措置の内容等について

えびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業および引縄釣漁業の申請期間が令和7年9月30日をもって期限を迎えるため、新たに制限措置と申請期間を定めたい。

1. 制限措置

各許可漁業の制限措置については、以下の通りとする。なお、内容は引縄漁業許可を除き、直近の制限措置（令和7年3月28日の滋賀県告示第131号）と同じ。

新たに定める制限措置

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用するもの）	定数なし	5トン以下	127キロワット以下	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
えびたつべ漁業 （動力漁船を使用しないもの）	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7月20日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
引縄釣漁業	65人以内	—	—	琵琶湖	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者

2. 申請期間

各許可漁業の申請期間は、以下のとおりとします。

漁業種類	現在有効な公示の申請期間	新たに公示する申請期間
えびたつべ、よし巻、かご、竹筒および延縄	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで	令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで
引縄釣	同上	令和7年10月1日から 令和7年11月1日まで

3. 許可の有効期間

各許可漁業については一斉切り替え方式を採用することになっており、これに伴って各漁業の許可の満了日を統一するべく、許可の有効期間を短縮しております。このことから、今回受け付ける申請についても、有効期間を短縮して許可することとします。

漁業種類	許可の満了日
えびたつべ漁業	令和8年12月31日
よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業	令和8年11月30日
引縄釣漁業	令和8年10月31日